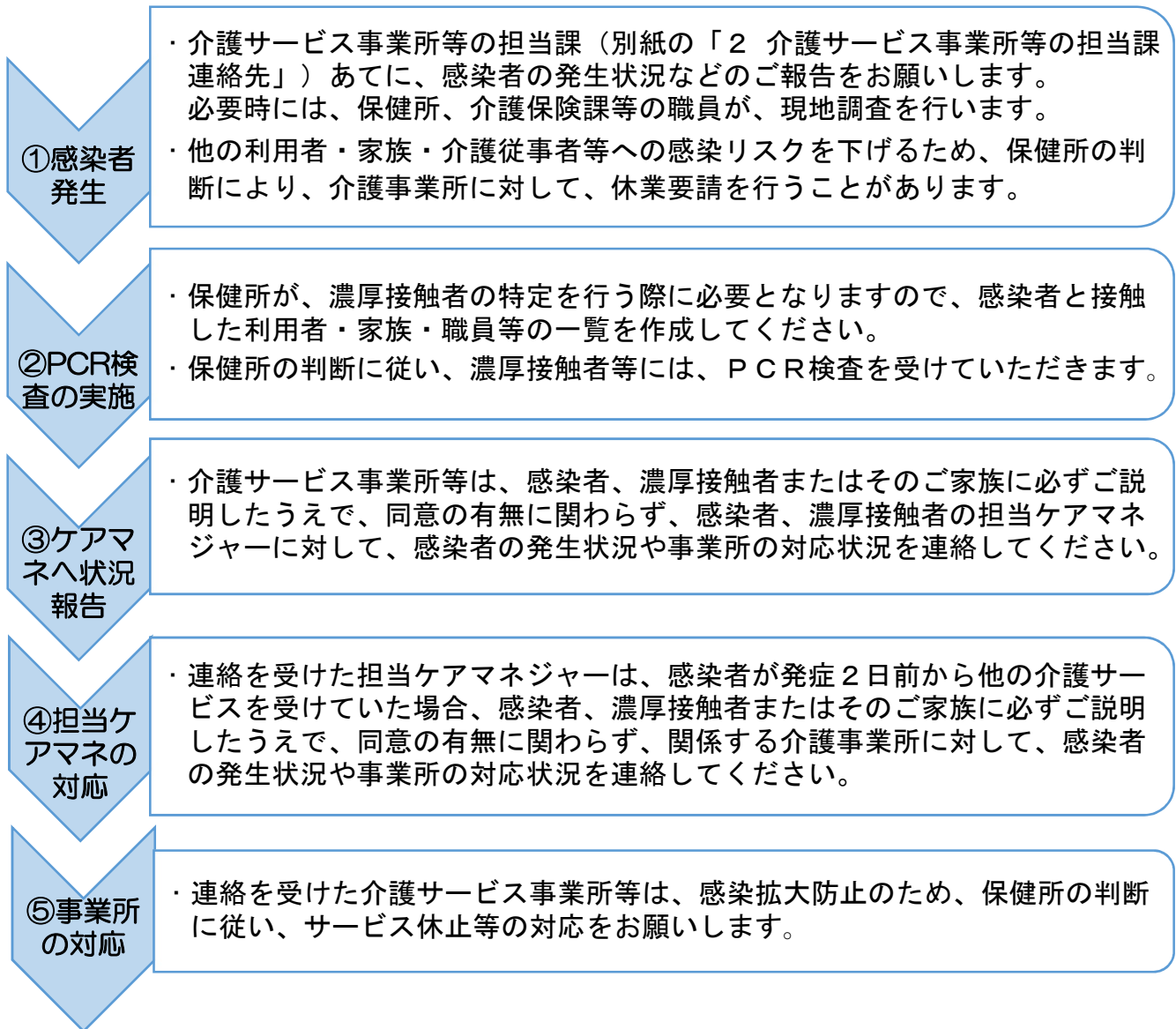


介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について



クラスター（※）が発生した場合の公表方法

- ① 足立区では、区内の介護サービス事業所等において、同一（またはそれに準ずる）施設で、短期間に5名以上の感染者が発生した場合、原則、クラスターとして施設名等を公表します。
- ② 介護サービス事業所等では、区の公表基準に合わせて、ホームページ等で公表をお願いします。

※ 「クラスター」とは、同一（またはそれに準ずる）施設で、短期間に5名以上の感染者が発生したことをいいます。